

福島県文書収発業務委託

一般競争入札
入札説明書

令和8年2月

福島県総務部
文書法務課

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件委託契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告の規定に基づき、福島県が発注する委託契約に関し、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

（1）件名及び配置人員数

ア 件名 福島県文書収発業務委託

イ 配置人員数 4名/日 [7.75時間/日]

（2）業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

（3）履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（4）履行場所

福島県庁舎（福島県福島市杉妻町2番16号地内）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、4に規定する当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

（1）施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

（2）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

（4）過去2年間（令和6年2月24日以降）に官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行した又は履行中の実績があり、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められる者であること。

（5）県内に事業所を有し、かつ、当該契約に迅速かつ確実に対応できる体制を整えている者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、入札参加資格確認申請書（様式1）（以下「確認申請書」という。）に次の書類を添付し、

下記5（1）の場所に書留郵便又は持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認の申請を受けること。

なお、令和8年3月9日（月）午後5時15分までに申請を行わなかったときには、入札に参加する者に必要な資格が与えられない場合があるので注意すること。

また、入札参加資格確認結果通知書を郵便により送付するので確認のこと。

（発送予定 令和8年3月12日（木））

※ 長3封筒を同封すること。

封筒に110円切手を貼付し、入札参加資格確認結果通知書の送付先の宛名を記入すること。

（1）業務実績証明書（様式2）（原本とする）

（2）入札保証金納付免除申請書（様式3）…………… 免除を申請する者

- ・ 保険適用による免除申請者は、別途、開札までに「入札保険証券原本」を提出すること。（証券原本は返却しないので留意すること。）
- ・ 業務実績による免除申請者は「業務実績証明書（様式2）」を提出すること。なお、入札参加実績による資格要件とは異なるので注意すること。

（3）県内に事業所を有していることを証明する書類（パンフレット可）

5 入札書の提出場所等

（1）契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部文書法務課

電話024-521-7049（直通）

電子メールアドレス bunshohoumu@pref.fukushima.lg.jp

（2）入札及び開札の日時及び場所

令和8年3月23日（月） 午前10時30分

福島県本庁舎5階 正庁（福島県福島市杉妻町2番16号）

6 入札書の提出方法

（1）入札者は、入札書（様式4）により、上記5（2）の場所で提出すること。郵便による入札は不可とする。

（2）代理人出席の場合は、委任状（様式5）を上記5（2）の場所で提出すること。

（3）入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札金額は、合計額を税抜きで記載すること。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。（押印を省略する場合は、代表者職・

氏名に加えて「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。）

- ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。（押印を省略する場合は、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名に加えて「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。また、代理人は、委任状（様式5）を持参すること。）

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第249条第1項各号（別記1）に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。（上記4（2）で指定する入札保証金納付免除申請書を提出すること。）
- (4) 財務規則第249条第1項第2号の規定により入札保証金の免除を申請する者は次の点に特に注意すること。
 - ア 入札保証金の免除に係る要件は上記3（4）に記載する入札に参加する者に必要な資格の要件とは異なること。
 - イ 次のいずれも満たしていなければならないこと。
 - (ア) 入札保証金の免除の対象となるのは、令和6年2月24日以降の過去2年間に契約を締結したものに限られること。
 - (イ) 入札保証金の免除には同規模の文書収発業務を12か月以上継続した実績が必要であり、かつその実績が2件以上必要となること。

なお、1件の契約で12月を超えて契約している場合、2つの契約として捉えることも可能とする。（24月の契約の場合、12月の契約2つとするなど）。
- (5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条に定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5（2）で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち合わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (4) 再度入札は2回までとする。
- (5) 上記（4）においても、落札者が決定しないときは、再度の入札の2回目で低価格の入札をした者との随意契約に移行する。その際は、見積書（様式8）に必要な事項を

記載して提出すること。

9 入札心得

(1) 入札者は、この入札説明書、仕様書等を熟知し、また、暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札仕様書等に関する質問書（様式6）により、電子メール（令和8年3月2日（月）午後5時15分必着）で関係職員に説明を求めることができる。なお、送付の後、電話で確認を取ること。

また、質問書によるものは入札仕様書等に関する回答書（様式7）を総務部のホームページに掲載する。

（掲載予定 令和8年3月5日（木））

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りでない。

(3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式5）を持参させ、確認を受けなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引替え又は撤回することができない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札

- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札
- (11) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

12 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条に定めるところによる。

15 契約書の作成

- (1) 委託契約書（別紙のとおり。以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は発注者が交付する契約書に記名押印し、履行期間の初日までに取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

16 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

17 契約金額の支払い

契約金額の支払いは、毎月ごとに支払うものとする。

18 その他

この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について入札前において説明を求めることができる。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 2 4 9 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（1）一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

（2）一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 9 9 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（3）から（4）まで （略）

2 （略）

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 2 2 9 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（1）契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

（2）契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

（3） （略）

（4）過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 9 9 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

（5）から(18)まで （略）

2 （略）

（参考）

福島県財務規則施行通達（抜粋）

第 8 4 条関係

1 （略）

2 第 1 項第 1 0 号の「官公署」には独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 2 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）を含む。（第 9 5 条、第 2 0 8 条、第 2 2 7 条、第 2 2 9 条、第 2 4 9 条及び別表第 4 において同じ。） （略）

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。